

第158号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目次

1. 平成27年度フィリピン人労働者を支援する会の活動報告
2. 身近にある労働の法律 - 9 労働時間・休憩・残業時間
3. Drifting Too Far - 36 99匹の羊と1匹の羊
4. 新聞記事から 労働新聞「主張 - 技能実習法案の成立を急げ」
5. 美術館情報
ボストン美術館 ヴェネツィア展 魅惑の都市の500年
徳川家康没後400年記念 天下太平 徳川名宝展
6. ケラメイコス 盗掘
7. 本の紹介 学生が危ない ブラックバイト 今野晴貴 著
8. 今月の言葉

平成27年度フィリピン人労働者を支援する会の活動報告

(1) 活動報告

【技能実習生問題】

技能実習生の労働問題については主なものについて報告します。

- (1) 昨年度から継続している東広島市の技能実習生4名(すでに帰国)の問題ですが、昨年2月の第1回団体交渉で「過去の事実関係については不服がある場合や当事者間の事実の認識に相違がある点につきましては、訴訟等で明らかにすべき問題ですのでこの点について、今後団体交渉で対応する予定はありません。」と相手方弁護士から一方的に打ち切られたため、彼らへの社長からの嚇し等に対して東広島警察署への告訴(不起訴処分)し、賃金未払等での地裁への告訴し、またスクラムユニオンからは不当労働行為として地労委への申立がなされており、いずれも係争中です。
- (2) 次に28年2月に相談のあった福岡県の農家で働く3名の技能実習生の残業代等を巡る問題がありました。帰国までの時間が少ないことから技能実習生問題に精通したスクラムユニオン・ひろしまに依頼し、無事解決し4月2日に帰国しました。費用負担のことを考えると遠隔地の技能実習生問題に直接取り組むべきかどうか悩ましい問題があります。
- (3) 協同組合がベトナム人技能実習生を他の会社に移籍させる手続をとっていると会社側の弁護士さんから連絡があり、一緒に調査に入るという立場を変えた取り組みがありました。調査の結果会社側に非がありやむを得ない話ですが、法律よりも自分の思いを優先させる会社側の問題を今までと立場を変えた所で認識させられました。また、会社と協同組合また入管との関係資料が得られたり、こうした間隙をぬって顧客獲得に走る協同組合の動きも分かったりと貴重な体験をすることができました。

【脱退一時金】

技能実習生にとって脱退一時金とそれに対する所得税還付は大きな問題と言えます。しかし所得税還付については知られていないのが現実です。これについては不特定多数の支援は行っておらず、労働問題等の支援をした実習生や常日頃から付き合いのある実習生に限って対応しており、この人達からの寄付金は当会の基金形成に大きな力となっています。それぞれの地域団体が、脱退一時金に対する所得税還付の支援に取り組んでいただければと思います。日本語、英語、中国語とベトナム語の説明資料を作成していますので連絡があればお送りします。

【在留資格・婚姻等】

相談の中心は、労働問題よりは、在留資格、DV、婚姻関係や生活上の問題などの相談が中心となっています。JFCの認知など複雑な問題を抱えたものもあつたりしてその都度勉強させてもらっているのが現状です。中には真剣に解決する気があるのかと言う思いを持つものも少なくありませんが、法律的に離婚が認められていないフィリピンでは婚姻無効の裁判を起こす必要があり、多額の費用を要すると聞いています。紙切れ一枚出せば済む私たちの常識が通用しないところにその原因があるのかもしれませんが。

【法律相談会・セミナー等】

法律相談会(弁護士3名。税理士1名、社労士1名)は2か月に1回ペースで開催していましたが、昨年11月29日の13回目を最後に休眠状態に入りました。沢山の弁護士さんの協力が得られているため復活も必要かと思いますが・・・。

セミナーはフィリピンの社会を研究している吉田さんに「フィリピンってどんな国？食文化からみる歴史と社会」と言う演題で講演していただきました。また西条の酒祭りにも実習生達と行くことができました。

【江田島ミサ・その他】

江田島のミサは、土曜の夜遅くの帰宅となること、神父様の確保また費用負担の問題等個人的な活動として無理をした活動を続けてきていましたが、2月に福岡で発生した技能実習生の問題などで時間が取れなかったことから1月のミサを最後に江田島のフィリピン人達に連絡をしないままとなっています。

【統計】

記録に残したもの 55件 の内訳

労働問題					脱退一時金	婚姻関係	DV	その他			法律相談会	セミナー
強制帰国	賃金残業	労災	解雇	その他				在留資格	不法就労	その他		
	2		5	8	12	2	3	8	2	13	4	1

国別等

フィリピン	中国	ベトナム	スリランカ	日本	フェースブック(再掲)	
					国内から	フィリピンから
41	2	4	1	7	2	12

市町村別

広島市	呉江田島	東広島	福山	今治	宇部	福岡	その他	フィリピン
22	12	1	2	1	1	1	3	12

(2) 収支報告 (平成 28 年 3 月 31 日)

昨年度までは、基金を充実させるため基本的に支出することを控えていましたが、27年度から行事への支出を認めることとし、呉市で無料法律相談会を開催しました。この会場費 2,300 円と突発的な事態でしたが、福岡の技能実習生 3 名の問題でこれに要した交通費等に対して支出しました。遠隔地からの相談に対して費用負担してまでとの思いもありますが、技能実習生問題に精通したネットワークが見つからないこともあり、時間的には県内移動と変わらない状況から対応することになりました。

収 入		支 出	
会 費(6 名)	5,500	会場借上代	3,300
維持会費		交通費(4 回分)	107,520
寄付金(22 名)	165,000	雑費	6,308
受取利息	93		
貸付金戻入			
前年度繰越金	503,693	次期繰越金	557,158
合 計	674,286	合 計	674,286

2/14(新幹線・福岡の通訳)、2/21(新幹線通訳帯同)、2/28(ユニオンの車通訳帯同・負担なし)、3/11(新幹線通訳帯同)、3/27(新幹線)の 5 回の内 4 回分。

寄付金の内 6 万円は福岡の実習生 3 名から、また 5 万円(5 千円×10 名)は帰国したフィリピン人技能実習生の脱退一時金に係る所得税還付手続きに対して寄付を受けたものです。

(3) フィリピン人労働者を支援する会への加入・寄付のお願い

外国人技能実習生を始め外国人がさまざまな問題を抱えて生活しています。技能実習生たちは問題がありながら、恐怖感から相談に来ない現状があります。問題解決に向けて思い切ることができるかどうか別として、3 年間の日本滞在を楽しいものにも視野に入れた活動を考えられています。

なお、この会は、フィリピン人に限定しておらずあらゆる国籍の人に対して支援しています。

新年度に当たり、会費納入等会の活動維持にご協力お願いいたします。

会 費 : 正会員 1 口 1,000 円(実習生 500 円)、維持会員 1 口 10,000 円
寄 付 : 金額自由
銀行口座 : 広島銀行本店 普通預金 3 8 0 5 2 9 9
フィリピン人労働者を支援する会 会長 小松公寛
事 務 局 : 小松社会保険労務士事務所内 携帯電話 : 090-7590-0215
〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

身近にある労働の法律 - 9

労働時間・休憩・残業時間

皆さんも自分の賃金や労働時間に関心を持たれているはずですが、意外とそうした労働条件を定めている労働条件通知書や就業規則についてはご存じない方が多いようです。また賃金支給明細書についても保存している人がどの程度おられるのでしょうか。私自身、独身時代は、貰ったらその場で廃棄していた状況で、技能実習生の問題に係るまで無関心でした。問題のある会社ではなかったからそれで良かったのかと言うと必ずしも「それでいい。」と言うことには抵抗を感じる

のが今の心境です。自分で問題が無いと書いていてもいざ調べてみると賃金計算上いろいろな問題があると分かることも少なくありません。下記の表は、食品工場で働いている技能実習生のある日の入社から退社までの時間経過を表したものです。

7:40	8:00	12:00	12:40	16:50	18:00
20分	4時間	40分	4時間10分	1時間10分	9時間20分労働
契約 所定労働時間=8時間 (8時~16時50分の内、休憩時間=12時~12時50分)					

始業前の20分については、後から検討することにして、実際に支払われた賃金は所定労働時間8時間と残業1時間の合計9時間分の賃金でした。20分については切り捨てられていました。よくある例として、日々30分未満は残業時間としてカウントしないという会社も少なくありません。また残業時間は、30分の休憩を取ってからカウントすると決めている会社もあります。会社からこうした説明をされると、正しいかどうか分からないまま納得せざるを得ないかもしれません。

【労働時間の計算】

この会社は残業代もしっかり支払い、深夜残業に対しても50%の割増を支払っており、技能実習生たちも問題は無いといつも話していました。他の問題で相談に来たついでに賃金支給明細書とタイムカードを見せてもらうと上記のような結果が出ました。通達を見ると「30分未満を切り捨てて30分以上を切り上げる」のは良いとあります。上記の表を1カ月通して見ると日々30分未満は切り捨てられ、30分以上は切上でなく0.5時間としてカウントされていました。1時間にするとまだまだ分からない気がしないでもありませんが・・・。ただ、先の通達が言っているのは日々そうするのではなく、1カ月間集計して、30分未満切り捨て、30分以上切上げは良いと説明されています。この会社はこの通達を自分の都合のいい様に読み替えていたといえます。毎日同じ状況で働いていれば、

22日×20分×(最低賃金×1.25)=22日×(20/60)×(769円×1.25)=7,048円
の残業代が未払となります

【休憩時間】

私たちの感覚で行くと休憩時間は1時間ではないでしょうか。たまに45分と言うところもあります。労働基準法では、「労働時間が6時間を超えるときは45分以上、8時間を超えるときは1時間以上」と定められています。所定労働時間が8時間の場合には45分の休憩で問題は有りませんが、残業するとなれば、労働時間が8時間を超えてしまうため、残業の途中で15分の休憩を与える必要が出てきます。そのため残業する前に30分の休憩をとらせるのはそうした意味があるとともに、少々の残業は支払わないと言うことだと考えられます。

この会社は50分の休憩のところを10分短縮しています。おまけに終業時間を10分伸ばして外部から見ると切りの良い18時に終業させています。合計20分の残業を支払わないでも合法的であるかのように錯覚させて人件費を浮かせているとしかいえません。私たちは無意識のうちに休憩時間は1時間との刷り込みがあるためタイムカードを見て8時~18時の10時間の拘束時間で、賃金支払明細書では残業が1時間支払われているから正しい計算がされていると短絡してしまいます。タイムカードと賃金台帳だけで形式的な検査をする協同組合あれば問題なくパスするのかもしれませんが。

【始業前の着替等】

始業前の体操やミーティングへの参加を全員に義務付けていけば労働時間とみなされることとなりますが、作業用の衣服に着替える場合はどうなるか微妙なところがありますが、一般の作業服・事務服でなく作業する上で安全衛生上必ずそれを着用しなければならないのであれば着用する時間とその後の時間は労働時間として算定すべきではないかと考えます。

Drifting Too Far - 36

99匹の羊と1匹の羊

「あなたがたのうちに、百匹の羊を持っている者がいたとする。その一匹がいなくなったら、九十九匹を野原に残しておいて、いなくなった一匹を見つけるまでは捜し歩かないであろうか。そして見つけたら、喜んでそれを自分の肩に乗せ、家に帰ってきて友人や隣り人を呼び集め、『わたしと一緒に喜んでください。いなくなった羊を見つけましたから』と言うであろう。よく聞きなさい。それと同じように、罪人がひとりでも悔い改めるなら、悔改めを必要としない九十九人の正しい人のためにもまさる大きいよろこびが、天にあるであろう。」(ルカ 15-4~7)

誰でも知っていると言ってもいい聖書の中の言葉です。99人の罪の無い人達を多少危険にさらしても、神さまは罪の真ただ中にいるその一人を救いに行く行為は素晴らしい愛の行いであり、当然それを私たちも見習う必要があると言うのが普通に行われる説明かと思います。しかしその説明は正しいのでしょうか。羊の群れは常時オオカミに狙われています。しかしオオカミは羊が憎いわけでもなし、殺し尽くしこの辺りを支配する目的もありません。ただ空腹が満たされればよいはず。一匹をそのままにしておけばその一匹の犠牲だけで済むでしょう。探しに行けば、羊飼いが番をしている時以上の羊が傷つき、殺されることは確実です。自然界では「空腹が満たされればよい」という生態系を維持する見えない力が働いています。しかし私たちの世界ではそうした力は働かず、限りなく相手の命をしゃぶり尽くそうとする欲望しかありません。そうした状況であっても99匹を放り出して一匹を救うのが愛の行為として理解すべきでしょうか。一匹を救うことを通して将来にわたって数限りなく犠牲者として供給されてくる羊たちの命を守るために、99匹を犠牲にすることこそ愛の行為とは言えないでしょうか。迷い出た一匹の羊を探しに行くことが愛の行為として賛美されるような綺麗ごとで済まないのが私たち人間の世界です。技能実習生の問題や非正規労働者又ブラックバイトと呼ばれる不正が私たちの目につかないところで数限りなく行われています。この99匹の羊の話は技能実習生の問題にこれまで係っている中で意識しないまでも常に燻っていた問題でした。福岡の農家で働いている技能実習生の問題で雇用主の農家や協同組合との交渉の中で、「ビニールハウスを建てた借金があるので未払の残業代全額を支払う余力はない。」と言われれば満足がいかななくてもある程度の所で妥協せざるを得ません。こうした彼らの対応をみていて「何時までももぐら叩きをしていても仕方がない。」との思いを強くしました。今、目の前にいる100匹すべてが人間の飯のタネとして檻の中に入られています。この中の一匹が自分の命を守るために勇気を振り絞り危険を冒して救済を求めて逃げてきています。この羊たちを目の前にして私たちはどの様な行動をとるのが正しいのでしょうか。

農家の話しに戻ると、ある協同組合の下、農家で働いている技能実習生が150名ほど、またその地域には他の協同組合に所属する技能実習生がその数倍はいると推測されます。そのなかの3名が残業代の問題等で相談に来ました(えくれしあ第156号で報告)。私たちはこの3名の問題では満足が行く回答ではなかったものの一応解決することができました。しかしこの協同組合で行われている残業代の不正、住居費での搾取が改善されたわけではありません。そうした中、同じ協同組合の別の農家で働く技能実習生からまた相談が来ました。そこは日曜日しか休みがなく、残業代はほとんど支払われていないようです。当然有給休暇の行使もできない状況です。以前実習生が残業代や有給休暇について質問すると大声で怒鳴られ、それ以降誰も口に出すことができなくなったそうです。こうした不法行為の真ただ中に恐怖感を持って日々を過ごしている技能実習生達がいるのを知っていながら何もできず、救いを求めてきた一匹の羊を救うことだけに力を注いでいます。当然私たちは無意識のうちに相談に来ていない150名の技能実習生達を帰国させないように妥協点を探らざるを得ないのが現実です。150人は犠牲にしてもこの1人と将来にわたってやって来る無数の技能実習生の権利を確保できる対応方法に転換していかなければならないのではと痛切に思うようになっていきます。それでもそこにある危険には目を背けて1匹の救済だけに向かうべきなのでしょう。このお話は私たち支援する側がサラ金の取り立て屋と何ら変わることはないことに気づくようにと警鐘を鳴らしているのかもしれない。

主

張

外国人技能実習の適正な実

施と技能実習生の保護に関する法律（技能実習適正化法案）が衆議院法務委員会できうやく実質審議入りした。昨

年の通常国会に法案提出され、継続審議となっていたもので、丸々1年遅れのスケジュール消化となっている。この先、今通常国会にどのような障害が生起するか分からないが、これ以上の遅れは絶対に許されない。与野党協力の上、一刻も早く成立させなければならぬ。

同法案が継続審議となつて業者を書類送検した（3月21日号3面掲載）。ここでも帳簿やタイムカードの改ざんが行われるなど、労基署の捜査に對する軽視が甚だしい。

研修・技能実習に關して法務省が行つた受入機關於對する「不正通知」の件数を集計する。

技能実習は、企業にとつて人手不足を補える側面があり、利用が拡大している。しかし、一方で悪質な法令違反が目にする状況にあり、政府としては的確な運営へ向けた軌道修正を急ぐ必要がある。

同法案を早急に成立させ、これ以上の問題の拡大に歯止めを掛けるべきだ。再度の施行延期は受け入れられない。

技能実習法案の成立急げ

東した事案（4月4日号3面掲載）がある。社長らが堂々と証拠隠滅や調査妨害を行つたもので、極めて悪質だ。

埼玉・熊谷、川越の2労基署では、技能実習生に對して1カ月最長110時間に及ぶ違法残業をさせたやはり縫製法案は、監理団体を許可制、

【コメント】 罰則規定を強化して人権侵害が防げるものでもありません。そうした問題の多い業種を受入対象から外すなり、コンプライアンスを守れない小規模事業者は除外しなければ技能実習生の権利は守れないでしょう。また水産業では某労働組合が組合費搾取団体としてユニオンショップを結んでいることも大きな問題としてあります。江田島の事件で何らかのコメントを出したのでしょうか。

【美術館情報】

ひろしま美術館

ボストン美術館 ヴェネツィア展 魅惑の都市の500年

2016年4月9日(土)～2016年6月12日(日) 会期中無休



午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

4月9日(土)は10時からの開会式終了後、開場いたします。

アドリア海の干潟に築かれた水の都・ヴェネツィアは、大運河(カナル・グランデ)を行き交うゴンドラや華やかなカーニヴァル、壮麗な教会堂など、世界屈指の観光地として知られています。また、中世以来、東西貿易の一大拠点として栄え、16世紀のヴェネツィア・ルネサンスが開花してからは、長きにわたって芸術の中心地として輝きを放ってきました。

本展では、ティツィアーノ、ティントレット、ヴェロネーゼら16世紀ヴェネツィア・ルネサンスを代表する画家たちをはじめ、その豊かな色彩表現に影響を受けたブーダン、モネら19世紀の印象派の画家たち、そして現代にいたるまでの約500年におよぶヴェネツィアの美と歴史のハイライトを、ボストン美術館所蔵の約130点の作品で辿ります。さらに、

ヴェネツィア・レースや絹織物、ヴェネツィア・ガラスなど贅を極めた工芸品の数々も併せてお楽しみください。(美術館HPより)

広島県立美術館

徳川家康没後400年記念 天下太平 徳川名宝展

2016年4月1日(金)～2016年5月29日(日) 休館日：月曜日



元和2(1616)年に逝去した徳川家康の没後400年を記念し、家康が基礎を築いた江戸時代の豊かな文化を紹介します。本展では、家康の生涯や人となりを知ることができる資料や、将軍家・御三家などに受け継がれる名宝、太平の世のもと成熟する武家・公家・町人らの文化を表わす作品などが一堂にそろいます。

信長・秀吉から家康へとわたった茶道具の名品をはじめ、日本一の花嫁道具と称される初音の調度、将軍家の権威を象徴する京都・二条城の障壁画など、広島ではじめて公開される国宝・重要文化財を多数ご覧いただけます。

【関連イベント】

講演会(共催 広島県立美術館 友の会) 聴講無料、事前申込不要

「辻ヶ花に迫る! ~復元・修理を通して~」

日時: 5月8日(日) 13時30分～[受付開始/30分前]

場所: 地下講堂(定員/先着200名)

講師: 矢野俊昭(染織文化財修復家)



扁額に「明るい社会は合掌から」とあります



ケラメイコス

盗掘

「中国建国以来、最大の盗掘」猶予付き死刑判決

読売新聞 4月14日(木) 20時55分

【瀋陽 = 中川孝之】中国中央テレビなどによると、遼寧省朝陽市の中級人民法院(地裁)は14日、約5500年前の古墳などを荒らした盗掘団の主犯格だった50歳代の男に、盗掘の罪などで執行猶予(2年)付き死刑の1審判決を言い渡した。

ヒスイの装飾品など時価総額で少なくとも5億元(約84億円)以上、計約2000点を盗んでおり、「中国建国以来、最大の盗掘事件」と報じられている。

狙われたのは、遼寧省など中国東北部に広がる「紅山(こうざん)文化」と呼ばれる古墳など。男らはインターネット上の学術論文などで遺跡の場所を調べ、スコップなどで山腹の遺跡を掘り返して盗んでいた。逮捕者は225人に上ったが、大半がプロの窃盗犯ではなく農民。闇ルートで320万元(約5400万円)で転売された盗掘品もあった。中国では古墳の盗掘が相次いでいる。

この記事を読んで、執行猶予付きの死刑判決と言うのがあるのかとびっくりさせられましたし、この程度のことでは死刑判決と言うのはひどい話です。しかしこうした盗掘は中国全土で行われており、対象とされる時代も様々でしょう。当然それらの一部が日本に流れてきて、骨董屋さんに出回ったり、ヤフオクなどのネット上に出回っています。しかしそれらが本当に盗掘されたものか、偽物として造られたものかは分からないとしても古陶に関心のある者には眺めるのは楽しみの一つです。当然そうしたものの幾つかが私のところにもあります。鑑定に出すこともなく、売り手の話を信じて、それらしい時代が感じられ、自分なりに判断したところを信じるのがお互いの幸せのためにいいことなのかもしれません。また現代の作家のものを名前中心に集めるのもそれはそれでいいのかもしれません。ただどの様なものであっても真贋を問わず、時代を問わず、自分の好みに合うものが一しか「良いモノ」と言えないのではないのでしょうか。自己満足こそがこの世界の楽しみといえます。



これは小さな勾玉ですが、光をしっかりと当てると幻想的な趣が出てきます。光を当てなければただの黒っぽい汚らしい塊でしかありません。しかし黒い塊に光を当てることで美しさが引き出されるところに魅力があるといえます。ただ2cm程度と小さいところが残念なところです。やはり4cm程度は無いと物足りない気もしますが、それ以上に古墳時代に造られたものか、それとも現代のものかどうかが最大の関心事となります。また本物だったとしたら、これを最初手にした人は、拾ったのか、盗掘したのかどうだったのかと考えてしまいます。お墓の中に収められていたとしたら、どのような人の持ち物だったのかと思いをめぐらせるのも楽しい話かもしれません。

以前購入した大きめの白っぽいヒスイ製のものは一部朱に染まった感じがあるため棺の中に朱を敷きつめることのできた地位の人のものだったのかもしれません。唐津や初期伊万里などでいう盗掘は廃棄された窯場からですが、新聞記事にあるものも勾玉にしても古墳からの盗掘が主です。数百年もたったお墓は古墳に変化してしまい墓の中という不気味さも昇華してしまっています。そうであればお酒を注いで飲んだり、お茶やお菓子を載せて楽しむと言うことはできないかもしれません。エジプトのピラミッドやアメンホテップ4世の黄金の仮面や飛鳥の石舞台や高松塚古墳など時がたてば観光名所であり、美術品に変化してしまいます。ハムナプトラのように呪いまで掘り出してもらいたくはありませんね。



本の紹介

学生が危ない ブラックバイト

今野晴貴 著 岩波新書 1602 820 円

高校生のアルバイトの問題で次のような例がありました。3名ほどが居酒屋でバイトをしたがアルバイト代が一部しかまた全額支払われないと言うものでした。労働基準監督署に申告しました。時間がかかりましたが支払を納得させたので振込先を連絡するようになってきた数日後、申告を取り下げようように連絡がありました。その理由は何も説明は有りませんでした。ただ一つ考えられることは「学校に連絡する」と逆に脅されたのではないかと考えられます。また大学生から友人が宮島のホテルでアルバイトしていたが残業代が支払われていないとの話も聞きました。学生に限らずこうした例はいくらでもあります。ただ被害に遭う人達には簡単な労働法の知識も相談先があることも知らないのが現実でしょう。それ以上に嫌なことは早く忘れて次の仕事先を探した方が賢明だと考えているはずですが、しかし被害にあった人達が問題意識を持って立ち上がらなければこうした被害を食い止めることはできません。

アルバイトとは本来正規職員の補助的な働き方であったはずですが、何時の間にか正規職員にとって代わり学生の立場が無視され会社の都合のいい様に職場の中心的労働力として組み込まれていったのがブラックバイトと呼ばれる職務形態です。

著者はブラックバイトの特徴として、学生の戦力化、安く従順な労働力、一度入ると辞められない、の三つを挙げています。アルバイトであっても仕事に対する責任感はあるはずですが、そこに付け込んで辞めることができない方向に洗脳していきます。その一つに契約書に契約期間内に辞めると損害賠償を請求する等の不法な文言が記載されます。辞めると言えばそれを基にして、保証人としての親に連絡したり、裁判すると脅されます。学業から隔離して職場の歯車として身も心も収奪していくのがブラックバイトといえます。学生に限らず働く全ての人はこの本に書かれていることを自分のこととして向き合ってもらいたいと思います。

この本は、第1章実態報告、第2章特徴、第3章雇う側の論理と雇われる側の意識、第4章対策、第5章労働社会の地殻変動として様々な面から説明されています。

言葉

天が下の全ての事には季節があり、すべてのわざには時がある。
生まるるに時があり、死ぬるに時があり、
こわすに時があり、建てるに時があり、
石を投げるに時があり、石を集めるに時があり、
黙るに時があり、語るに時があり、
戦うに時があり、やわらぐに時がある。
働く者はその労することにより、何の益を得るか。

伝道の書 第3章第1節～第9節

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成28年 5月 1日 発行